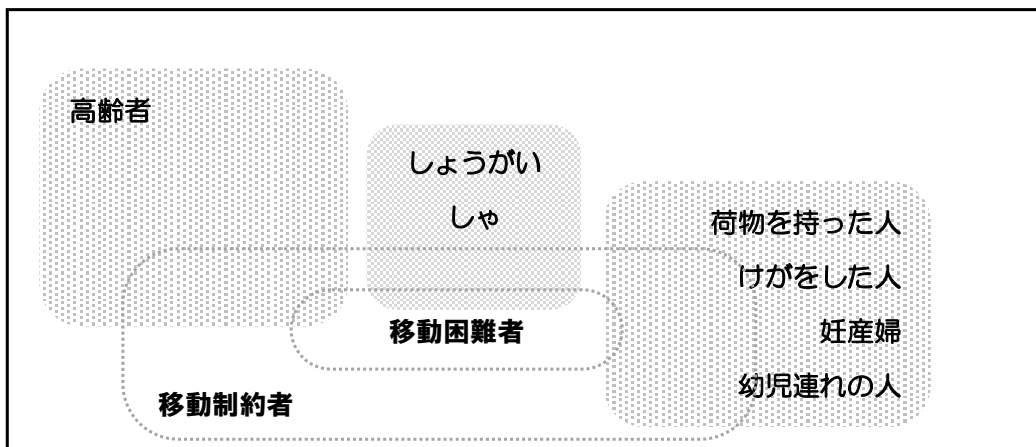


福祉的交通の考え方（案）

そもそも福祉的な交通とは何か、移動困難者（ドア to ドア前提）が対象なのは当然として、移動制約者（必ずしもドア to ドアが必要でない）をどこまで対象とするか、一般的な乗合公共交通機関（鉄道、バスなどの不特定多数を対象とした乗合交通）との棲み分けをどう考えるか、福祉交通検討部会で考え方を整理し、課題を抽出、整理する。

■ 1 対象者による分類

- (1) 一般的な乗合公共交通機関（鉄道・路線バス、コミバス、コミワゴン）
 - a) バス停や駅まで不自由なく行ける（鉄道・バス等で自分の意思どおりに行動できる）。
 - b) バス停や駅まで自分で行けるが、通常より時間を要したり荷物を持っていると大変である。
 - c) 介助者無しではバスや鉄道を利用できない。
- (2) ドア to ドア（タクシー・自転車）
 - a) タクシーに自分で乗り降りができる。
 - b) タクシーに介助者無しでは乗り降りができない。



交通の主体の分類（国立市地域交通計画 p.5 より）

■ 2 運賃による分類

- a) 運賃を払えない（自転車、シルバーパス利用、介護保険タクシー？）
- b) 乗合交通の運賃なら負担できる（一般的な路線バスなら片道300円程度）
- c) 乗合以上タクシー未満の運賃（福祉有償運送など）なら負担できる
- d) タクシー運賃を負担できる（一般のセダン型タクシー、福祉限定タクシー、民間救急等）

■ 3 外出目的による分類

(1) 生死にかかわるもの

- ・人工透析
- ・通院（緊急時の治療）

(2) 生死には直接係わらないが外出しないと生活が立ち行かない

- ・仕事
- ・買い物（食料品など生活必需品）
- ・通院（緊急を要しない治療、リハビリ）
- ・金融機関（銀行、郵便局等）
- ・生活保護費受給

(3) 生活の質の向上（QOL）

- ・買い物（上記以外）
- ・趣味、習い事など
- ・社交
- ・デイサービス
- ・図書館、公民館、保健センター
- ・お墓参り
- ・外食

■ 4 調査・研究・検討事項

- ・移動困難者、移動制約者の交通需要をどのくらいと見込んでいるか（年間トリップ数）
- ・福祉セクションで実施している交通的な補助内容はなにがあるか。
 - a)ガソリン費（駐車料金の補助はあるのか）
 - b)タクシー券
 - c)リフト付きタクシーの運行（運賃は利用者負担だが車イスやストレッチャーが乗れるもの）
 - d)福祉有償運送実施団体への補助
- ・上記補助内容はどのような考えに基づいて実施しているか。
（例：一カ月 2700 円（ガソリン代、タクシー券 300 円×9 枚）の根拠はなにか）
- ・今後高齢化率がますます上がるなかで上記補助内容の対象者を広げることは可能なのか。

車両による移動の形態について

利用形態	個人		乗合（誰でも利用可）	特定の人のみ乗合
所有の形態	個人所有	運行事業者	運行事業者	運行事業者
車両の形態	自転車 自家用車	タクシー	路線バス	送迎バスなど
ルート	なし	なし	・決まったルート（定路線） ・ルート無し※	
ダイヤ	なし	なし	あり（定時） なし（不定期※）	
運賃など	なし	タクシー運賃	バス運賃	送迎を依頼する主体が運行事業者に運賃を支払い（各利用者は無料のケースが多い）

乗合の特殊形態として

- ①路線は決まっているが需要に応じて走る形態（路線不定期）
- ②出発点と終点のみ決まっていてあとは需要に応じて走る（起終点固定停留所型）
- (3)出発点・終点いずれも決まっておらず需要に応じて走る（停留所型）
- (4)出発点・終点いずれも決まっておらず需要に応じて走る（ドア to ドア型）

上記を総称してデマンド交通ということがあります

※一般のタクシーを呼ぶのもデマンド(4)の一形態である

1.有償

(道路運送法適用 基本的に緑ナンバー⇒ドライバーは二種免許必要)

1.1 一般旅客

★法第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

a)一般乗合～乗合旅客を運送。路線バス、コミバス（くにっこ）など

基本は立ち席のある定員 11 人以上の車両を使うのが原則で定員 10 人以下の車両は例外的扱い



大型バスの例（車幅約 2.5m 定員約 80 人） 中型バスの例（車幅約 2.3m 定員約 60 人）



小型バスの例（車幅約 2.08m 定員約 30 人） ワゴン車両の例（車幅 1.88m 定員 10 人）

(参考) 公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。（国土交通省「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」より）

- b)一般貸切～一個の契約により定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送。観光バス、ツアーバスなど



大型貸切バスの例

- c)一般乗用～一個の契約により定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する、いわゆるタクシーであるが、この中に、さらに利用者を限定したものがあ（例：福祉タクシー）。



一般乗用車両（タクシー）の例



4条限定（福祉）タクシー

1.2 特定旅客～特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送

運送事業者が企業などからの需要を受けて運行する送迎バス等。利用者は無料で乗れるケースが多いが、企業などが運行事業者に運賃を払っている。

(例：京王自動車が運行する東京都障害者センター送迎バス 武州交通が運行するヤクルト中央研究所送迎 など)

★法 43 条 特定旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。



東京都多摩障害者スポーツセンター送迎バス



ヤクルト中央研究所送迎バス

1.3 自家用自動車の使った有償運送

自家用車（白ナンバー）を使って、有料で人を運ぶのは違法です（いわゆる白タク）。ただし、例外的に自家用自動車の使用が認められる場合があります。これを自家用有償運送といいます。

- a)市町村有償運送～市町村が専ら当該市町村の区域内で行う住民の運送（車両の定員の規定なし） 市町村交通空白地運送と市町村福祉運送がある。



市町村福祉輸送の例（武蔵野市レモンキャブ HP より）

- b)交通空白地有償運送～特定非営利法人等が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一（これに類する地域を含む）に定める地域内で行う住民等（要名簿記載）の運送（車両の定員の規定なし）
- c)福祉有償運送～特定非営利法人等が定員 11 人未満の車両を用いて行う（タクシー同等）～他人の介助によらず移動することが困難と認められ、かつタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者等（要名簿記載）の運送。運賃はタクシーの半額程度。



福祉有償運送の例（左：稲城市社会福祉協議会 右：NPO 法人によるもの）

2. 自家用車を使って無償で人を運ぶ事例（参考）

（道路運送法適用外：白ナンバー、ドライバーは一種免許可）

（ただし安全上の配慮は常識的に求められる）

例：幼稚園が自分達の園児を自家用の幼稚園バスで送迎

例：クリニックやデイサービス施設が自分達の患者等を自家用車で送迎

例：旅館が自分達の宿泊客を最寄り駅などから自家用バスで送迎



例：町内会（自治会）が会員を自家用車で送迎（例：野川南団地自治会バス）

タウンニュース HP より引用

注：本資料はわかりやすくするため表現等に配慮してあります。厳密には道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則の各条文を参照のこと